

大阪大学総合学術博物館長選考規程

第1条 大阪大学総合学術博物館長（以下「館長」という。）候補者の選考は、この規程に基づき、総合学術博物館運営委員会（以下「委員会」という。）が行う。

第2条 委員会は、次の各号の一に該当する場合に館長候補者（以下「候補者」という。）を選考する。

- 1 館長の任期が満了するとき。
- 2 館長が辞任を申し出たとき。
- 3 館長が欠員となったとき。

2 候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の2月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに行う。

第3条 委員会は、本学の専任教授の中から選挙により候補者を選考する。

第4条 前条の選挙は、3分の2以上の委員が出席する委員会において単記無記名投票により行い、過半数の得票者をもって候補者とする。

2 過半数の得票者がいないときは、得票上位2名（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について投票を行い、得票が多数の者を候補者とする。この場合において、得票が同数のときは、年長者をもって候補者とする。

第5条 第4条の規定にかかわらず、委員会が必要と認めた場合は、委員会が別に定めるところにより、複数（合計2名以内に限る。）の候補者を選考することができるものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月2日から施行する。ただし、第5条を削る改正規定は、平成27年4月1日から施行する。